

令和5年8月1日開会

令和5年8月1日閉会

令和5年

第3回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和5年第3回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第70号

令和5年第3回小豆島町議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和5年7月25日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和5年8月1日（火）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和5年8月1日（火曜日）午前9時28分

閉 会 令和5年8月1日（火曜日）午前9時39分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	8 月 1 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	谷 康 男	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	中 松 和 彦	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○
税 務 課 課 長 補 佐	藤 本 裕 美 子	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 中 川 有 里

議事日程

別 紙 の と お り

令和5年第3回小豆島町議会臨時会議事日程

令和5年8月1日（火）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第7号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第4 議案第39号 安田排水区3号雨水幹線新設工事(その2)に係る工事請負契約の  
変更について (町長提出)

開会 午前9時27分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和5年小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件、契約案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時28分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、8番中川光秋議員、9番三木卓議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、報告第7号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第7号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） それでは、上程議案のうち報告第7号についてご説明いたします。

上程議案集の2ページをお開きください。

報告第7号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和5年4月26日、安田甲143番地36地先において発生した公用車の接触事故について、6月27日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として91万9,551円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、四つ角手前の一時停止線で停止した後に、左右確認を行い直進しましたが、左側の確認が不十分であったため、左側から直進してきた相手側の車の右側面に接触し、損傷させたものでございます。以上、報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第39号 安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更について

○議長（中松和彦君） 次、日程第4、議案第39号安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第39号安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年2月6日に契約を締結しました安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約について、現地精査により変更後の契約金額が5千万円以上となることから、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） それでは、議案第39号安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

先ほど町長から説明がありましておおり、今回の工事は、令和5年2月6日に締結をしたときには5千万円以下でありましたので、議決案件ではございませんでした。今回、5千万円を超える変更契約を締結することとなったことから、議会の議決をお願いするものでございます。

すいません、飛びまして6ページをお願いします。

施行の場所です。

今回の工事は、安田地区の浸水対策工事でございます。安田地区にある雨水ポンプ場への雨水の流入量をカットするために、図面の左の箇所にも木庄川へ雨水排水管を新設する工事でございます。この工事で安田地区の浸水対策工事は完了しております。

左下のアップした図面の赤の実線箇所のその2、Lイコール48.6メートルが今回の該当箇所です。隣の緑の実線箇所のその1、Lイコール40.9メートルは、令和4年9月2日から令和5年3月10日までの工期で秋田工業株式会社が施行して、竣工しております。

すいません、4ページに戻ってください。

契約の目的でございます。安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）の変更契約です。2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。3、契約の金額でございます。変更前は4,826万8千円で、先ほど言いましたように令和5年2月6日に株式会社



竹本組と契約を締結しております。変更後でございます。今回、5,351万5千円で変更契約を締結しようとするものです。増減額として、524万7千円の増となっております。4の契約の工期でございます。令和5年2月6日から令和5年8月10日まででございます。契約の相手方です。香川県小豆郡小豆島町安田甲348番地1の株式会社竹本組代表取締役竹本定でございます。

次の5ページをお願いします。

工事概要でございます。

1から4につきましては、4ページと同じですので省略します。

5の工事概要及び変更内容でございます。工事概要は、雨水排水管の新設工事で、横が1メートル30、縦が1メートル10のコンクリート製の四角い配水管を48.6メートル布設、埋める工事でございます。

下のアからクが今回の工事に変更が生じた主な内容でございます。

括弧が変更前の数量です。

変更となったもののうち、アの土工、イの土留工、エの既設雨水排水接続工、オの附帯工は、工事の施工に伴い現地に入ったときの数量を精査したもので変更となっております。ウの管布設工とカの農業用配水管移設工とキの仮設工は、工事の施工に伴い追加で施工したものでございます。クの安全費は、ガードマンの人数なんですが、現場に入ったときに地元の協議によりまして人数を増やすということになったことに伴いまして増となっております。以上、簡単ではございますが、議案第39号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号安田排水区3号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

た。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前9時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員